

## 研究費等の不正使用防止対策の基本方針

令和6年10月16日

最高管理責任者

公的研究費等の不正使用等防止に関する規程第5条2項に基づき、研究費等の不正使用防止のための基本方針を以下の通り定める。

- (1) 不正使用防止対策に当たって、職員等の取るべき行動を明確にする。
- (2) 不正使用防止対策の実施責任の所在を明確にする。
- (3) 公的研究費等の運営及び管理体制並びにそれらに必要となるルールを構築する。
- (4) 職員等へのコンプライアンス教育を実施する。
- (5) 不正使用に関する通報体制を構築する。